十四ノ十二 第二棚

809
106
(14)
1

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』 請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

[illegible]

小橋七十所校

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』 請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』 請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

三十一門 五号小棚 三号の内

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

一天ノ何程
一天ノ何程
一何程
一何程
一何程

桂
井[illegible]
形板
藥[illegible]
玄蕃石

右者毎回橋掛直出雲請出用此材木
[illegible]請[illegible]

毎回橋掛直出雲請出入用

海[illegible]

毎回橋掛直出雲請
御入用

一令

一式

但此材木石[illegible]

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

略おわび
[illegible]
[illegible]
仕候おんこと
[illegible]
[illegible]
お礼
[illegible]
[illegible]
[illegible]

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

周八拾壹本 外分ハ橋ノ葉ニ至ル 清九二トシ

一尺ノ九拾八本　　桂

一尺ノ九拾本 四分七厘五毛　　梅

一尺ノ三拾六本 外厘五毛　　松丸

一尺ノ九拾壹本　　井蘇

一尺ノ六本　　形板

一外拾本　　藥石

一四枚　　玄蕃石

右ニ本ハ周橋掛置出来ニ清ル周出ル本
蘇分清五ツ六面ニ色出来ニ

巳十二月

小橋七十郎校

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』 請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

[illegible]

十二月十二日

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

己十二月十四日入札出身

[illegible]

[illegible]

落札

一橋 長九拾四間 幅四間

右橋出来候後出来候[illegible]

大工来検札大伐[illegible]

撰来人足諸入用石切足[illegible]

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

小屋矢床菊換料和ゝ如果清性
詣掃除之由須文之通仕立ゟ一式

代令子弐百八拾匁

但帯之和宮和由須和之御年ゟ
令言之内令十六匁引下ゟ

右之通和其藩札ニ而御年ゟ由須文之通
無遠慮仕立差上下ゟ

己十二月

白子番
勅七下
[illegible]

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

一尺〆九指七寸半
但板長弐間大サ五寸角百五指本ニ大サ六寸角
百五指本ニ都合三百本ニ積り

一尺〆六寸
但椴梅之内長弐間巾七尺ニ厚三寸ニ積板
板ニ貫六指板ニ積

形板

一弐指本

藥石

一四枚

玄蕃石

右之通其積ニ九分積出ス其内ニ枝木并
石ニ都合之後ハ私共ニ屋札ニ蒙積質
如仁ニ付ニ而ハ無細出ス此ニ一ツ下ニ

己十二月

印子屋
二郎七ツ下

菩提屋
[illegible]

一御橋 渡り四人舎有九拾四間
幅同四間

卯二
毎袖ニ有沙有上ニ天六寸五分
二ツ欄ニ有ニ尺八寸
反り上ニ天六寸

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』 請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

一同 拾本　　形板
一同 板　　鎌石 後
一 弐拾本　　玄蕃石 前

右ハ西図御橋掛ル所ニ而雪請ル用ル材木蔵ニ
請ル所ニ出ル面ニ而ニ而ニ焼ル

巳十二月　　中村屋
宮平次郎

西図御橋ニ雪請入札

三番札

一御橋ニ雪請ル所ニ須文ニ而ニ材木石ニ年請
ル所ニ而ニ汀源浜地大工松本掛ル所ニ而ニ船
只代詰小屋矢来ニ而ニ材木人足ニ而ニ横拝
掛ル二一式請負ル上ニ而ニ

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』 請求記号 809-1　ガラス使用

代金千八百七拾五匁
内壱匁銀五匁銀後年取り
代金内金拾五匁引
右之通落札之所相違入之候
先上下申候
安永二巳年十二月
神田松下町代地土地平銀居
吉田帰市
御書判様

一 三ヶ文百四十本 五分五厘 槻丸太銀
一 三ヶ文三百二拾八本 三分 同平銀
一 三ヶ文八百九拾三本 銀 桂銀
一 三ヶ文百拾本 四分六厘 樹銀
一 三ヶ文百銀拾六本 樹銀

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

一 長六百拾貳本之下 橋葉數
一 長六三百六拾本 板角井[illegible]
一 長六貳拾本 形板
一 貳拾本 [illegible]石[illegible]
一 巳板 玄蕃石

夜之急出後の事宜以上

[illegible]

神田橋[illegible]代

[illegible]

入札

巳番札

一 去岡橋出[illegible]

一 橋板九拾本之内新規板二十巳本 [illegible]板

上之方新規二十之本 古板[illegible]

貳拾之本

一新橋不殘ハ拂古来外ニ也ニ書信
積り
一正我来ニ後ハ正須文ニ至本家猿江ニ我来
蔵分正須ニ経ニ積り
一本和小屋矢来新観一式
一後和正須文通り新観焼盡ニ之ニ正宮
請ニ仕立ニ下ニ
一大工小橋大切抱　一式
一其代方　一式
一志田ニ船并家船凡
一橋ニ前分正前書請皆出来ニ請ニ一式
橋古来用立ニ以ニ本用ニ而用ニ之ニ八請賛
人方ニ門ニ下ニ以横り
右ニ乗正須文ニ渡ニ以後ニ正宮請ニ仕

立ニ下ニ以後札ニ求ニ出ニ候ハ性成家持證人
お立ニ出ニ用ニ無ニ滞ニ お勤ニ候ニ て仕ニ
来ニ口ハ お除キ お求ハ出ニ候ハ文ニ無ニ一式
代金ノ内九百九拾三ニ無
内ニ弘治三ニ無ニ引キ下ニ上ニ
右ニ付ニ志ニ而ニ船并ニ家ニ母
御公儀様ニ出ニ如ニ出ニ候ハ
右ニ無ニ お遠ニ而ニ上ニ出ニ出ニ無ニ請ニ取ニ
出ニ来ニ皆ニ如ニ来ニ之ニ時ニ無ニ尺ニ一百五十日ニ積
後札ニ お如ニ出ニ候ハ此ニ味ニ請ニ家持證人
加ニ出ニ用ニ大切ニ お勤ニ下ニ上ニ又
安永二巳年
十二月
神田鉄鳥屋敷当御店
清文命印

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

右之色出書已下

巳十二月

入札

又當札

一西國橋掛出所普請出我本石出藏分
請五大之分一式請掛數人傳方本撰方
手那職人是代筆家出在本人是請
小屋手東定船車力掛拜掛詞掃除

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』 請求記号 809-1　ガラス使用

一三ノ九拾八本 四ヶ所 松葉
一三ノ四百文拾本 并蒲手 枝小角
一三ノ拾文本 形板
一外拾本 蘇石
一四本 玄蕃石
右ノ如一本生ニ下
巳十二月 通四周 七右衛門 源四郎 下

六番札

入札

一右圖橋 四ヶ所 清水 江文
一橋杭九拾本之内 新親杭之拾四本
建杭上ノ方 新親之拾之本 古杭右
用ヒ外ノ外拾之本

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

書ハ本陣本所ハ正宗文書一式
代令訓子又一百八拾五
問
右ニ付志ニ而ニ船并堂船令之書
御公儀様ニ而出ニ遣候ニ而ニ
右之色ニ遠不中上ニ而ニ
正様ニ而ニ而ニ皆ニ而ニ
十日ニ横り蔵札ニ而ニ此味清家
持渡人ニ加ニ居用ニ勤ニ而ニ
安永二年
己丑十二月
深川正船務所家持
吉田帝下

四人

一 槻末口抱七絡八拾貳本
　　しきり六百四拾七本　貳厘

一 同角平抱六拾四本
　　しきり貳百貳拾六本　六分五厘

一 檜槻桂七絡
　　しきり千百三拾八本　三分八厘

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

請取日積り見出帳請申
相用ニ而無之候
候ヘ者金二百三十四

下ケ札
十金二百三十四分無之金
拾五匁銀六分引
殘ル
金千銀百匁又拾四匁三分銀九分

一 金千七百九拾四匁二分
但右ノ内金二百三十四拾七匁銀分引
本我本所御用
仁三清店
宇平代

二番札
一 金千八百七拾匁
但右ノ内金二百三十四七匁銀分引
神田松下所代地
長平銀店
善四郎

四番札
一 金千九百九拾七匁
但右ノ内金二百三十四
拾七匁銀分引
深川黒江所家持
彰三清

神田鍋町屋敷
十分店
清六郎

五番札
一 金銀千一百匁
但右ノ内金二百三十四拾匁引
通り四町目長右衛門店
源四郎

六番札

一 金弐千又百八拾匁

但右同所人金高之内拾又匁引

御川内和泉高河
家持
若田部

己
十二月十四日

自分公領之所宜

一 享保十二申年初水之流生之節掛足

御領後之節

御本行

吉田十郎三藩殿
松浦伝兵高殿

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

一月十九寅年御後之節

御本行

樋口次郎右衛門殿

海田作右衛門殿

一寛保二戌年掛忠御後之節

御本行

三好助右衛門殿

[illegible]

高山友右衛門殿

中沢[illegible]右衛門殿

右三ヶ度御普請所御一ノ手切ニ分ル御立合

三浦屋日[illegible]御持方沈文之外

出手先ニ年取扱仕相[illegible]

己十二月

[illegible]

[illegible]

曲渕甲斐守殿

石吉伝後守

[illegible]

作

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

十二月

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

午六月九日[illegible]

御三手様ニ積リ

一新親画之杭之指四本之所

此度本減ニ而七本新親画之杭之横計七本ハ

新親純杭ニ付ク積リ

同

一同純杭之指三本之所

同九本新親純杭計指三本古杭ニ而純杭ニ

付ク積リ然リ三本ハ梁下ノ水下ニ而欄ヶ帰

也ニ付ク積リ

同

一同新柳六指計挺之所

此度本減ニ而四挺新親ニ而

同

一同梁七本之所

[illegible]積リ

一日 [illegible]

一日 [illegible]

一日 [illegible]

一日 [illegible]

一日 [illegible]

一日 [illegible]

一日 [illegible]

一日 [illegible]

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

[illegible]
[illegible]
[illegible]

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

右之色由[illegible]雪清仕立日数之後
晴天百四十日限出右市横之後ハ此様ニ
諸方一式之横ニ仕ニ有口分ケニ在仕事
候ニ右市青羅上ニ在ニ落口候

午六月

[illegible]

[illegible]

曲渕[illegible]

清理[illegible]
相平[illegible]十[illegible]

[illegible]
積[illegible]
[illegible]
[illegible]

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

牧野大隅ヶ原
曲淵田野ヶ原

石谷海渡ヶ
川井鉞茶ヶ

別紙之無反作之合ハ之事作之事ハ
之作事ハ紙ハ夏ハ[illegible]

六月六日

午六月六日ハ[illegible]名ニ付本紙大隅ヶ[illegible]
翌七日本紙ニ付

牧野大隅ヶ原
曲淵田野ヶ原

石谷海渡ヶ
川井鉞茶ヶ

[illegible]入用[illegible]積[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]入用[illegible]
[illegible]

六月

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』 請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用